

○伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱

令和7年7月10日

伊方町告示第74号

(目的)

第1条 この告示は、木造住宅の地震に対する住宅の安全性の向上を図り、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から人命を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、町内に存する避難行動要支援者が居住する木造住宅の耐震シェルター設置工事に要する経費に対し、町が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月制定）に基づき登録された建築士事務所が実施する耐震診断をいう。
- (2) 耐震シェルター設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ることを目的として実施する耐震シェルターの設置工事をいう。
- (3) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内の既存木造住宅の所有者（当該所有者と親子関係にある者その他当該既存木造住宅に関係がある者として町長が特に認める者を含む。以下同じ。）であること。
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14第1項に基づき作成された個別避難計画に係る避難行動要支援者である者又は同一世帯の構成員に当該避難行動要支援者である者が属している者であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う町内の既存木造住宅の耐震シェルター設置工事であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター設置工事で、次のア及びイに掲げる要件に適合するものであること。

ア 大地震時に住宅の倒壊から生命を守るため、公的機関等により安全性の評価を受けたものその他知事が認めるものを設置すること。

イ 耐震シェルター設置工事を行った後も居住の用に供されること。

- (2) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震シェルター設置工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が行う耐震シェルター設置工事のうち、住宅の安全対策に明らかに関係しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、耐震シェルター設置工事に係る補助対象経費以内の額とし、200万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出された補助の金額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書評価書（写し）又は木造住宅耐震診断結果報告書チェックリスト（写し）（町の受付印が押されているもの）
- (3) 耐震シェルター設置工事設計図書（工事内容が記載されたもの）
- (4) 設置する耐震シェルターについて、公的機関等により安全性等の評価又は選定を受けていることを証する書類類若しくは安全性を確かめることができる構造計算書
- (5) 耐震シェルター設置工事費見積内訳書
- (6) 占有者等の同意書（様式第2号）（※所有者と占有者が異なる場合）
- (7) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助対象者は、補助金の受領を補助対象事業の工事等を行った工事業者に委任することができる。この場合において、補助対象者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第3号）を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付決

定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことがある。

（補助金の変更交付申請）

第9条 交付決定を受けた補助対象者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊方町耐震シェルター整備事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、変更に係る第8条第1項に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認について準用する。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付申請取下届出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ伊方町耐震シェルター整備事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第12条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに伊方町耐震シェルター整備事業完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（1） 耐震シェルター設置工事竣工図（工事内容が記載されたもの）

（2） 耐震シェルター設置工事写真（工事内容が確認できるもの）

（3） 完了時における報告書（様式第9号）

（4） 耐震シェルター設置工事請負契約書（写し）

（5） 耐震シェルター設置工事代金領収書（写し）

（6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助対象者が、補助金の受領を工事業者に委任する場合は、前項第5号の書類に替えて、工事に係る請求書の写し及び当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書の写しを添付するものとする。

（検査等）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、職員に書類を検査させ、又は事業の執行について、現地を検査させることがある。

（完了期日変更）

第14条 補助対象者は、交付決定を受けた完了期日までに事業を完了することができないときは、町長が別に定める期日までに、伊方町耐震シェルター整備事業完了予定期日変更申請書（様式第10号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、

適当と認めたときは、伊方町耐震シェルター整備事業完了期日変更承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することがある。

（補助金の交付請求及び交付）

第15条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付請求書（様式第12-1号）により町長に提出するものとする。

2 第7条第2項の届出を行った補助対象者が、補助金の交付を請求するにあたり、その補助金の受領を工事業者に委任する場合は、前項の耐震シェルター整備事業補助金交付請求書に、補助金の代理受領に係る委任状（様式第12-2号）を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

4 町長は、補助対象者が補助金の受領を工事業者に委任する場合には、補助金の交付完了後、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付完了通知書（様式第13号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

（3） 補助事業の実施方法が不適當と認められるとき。

（4） 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（適用除外）

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の工事には、補助金を交付しない。

（1） 過去に伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅（補助対象事業の異なるものを除く。）

（2） 耐震シェルター設置工事に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対象となる予定の既存木造住宅

(調査等)

第19条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることがある。

(関係書類の保管)

第20条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月10日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

耐震シェルター整備事業補助金交付申請書

伊方町耐震シェルター整備事業補助金に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

建物所在地			
(改修) 耐震診断年度	年度		
(改修) 耐震診断 評価番号			
事業完了予定年月日	年 月 日		
シェルター設置工事費	事業費(税抜) (予定)	補助限度額	補助金交付 申請額(予定)
	円	限度額 2,000千円	千円

様式第2号（第7条関係）

同意書

建物所有者が、次の建築物の耐震シェルター設置工事を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

建築物所在地

年 月 日

建物占有者 住所

氏名

印

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 氏 所 名 電話番号 ⑩

代理受領予定届出書

私は、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱に基づく事業の実施にあたり、補助金の受領を下記の事業者に委任する予定です。

記

住 所	
事業者名	
代表者名	

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

様

伊方町長



耐震シェルター整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました伊方町耐震シェルター整備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

建物所在地		
耐震診断年度	年度	
耐震診断評価番号		
事業完了予定年月日	年 月 日	
	補助限度額	補助金交付 決定額
	限度額 2,000千円	千円
交付の条件 （１）伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱を遵守してください。 （２）この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがあります。 （３）この補助金については、町職員が調査し、又は監査委員が監査することがあります。		

年 月 日

伊方町長

様

申請者

住所
氏名
電話番号

印

耐震シェルター整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた伊方町耐震シェルター整備事業補助金について、内容を下記のとおり変更したので、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 変更後の内容

建物所在地			
耐震診断年度	年度		
耐震診断評価番号			
事業完了予定年月日	年 月 日		
	事業費(税抜) (変更後)	補助限度額	補助金交付 申請額(変更)
合 計	円	限度額 2,000千円	千円

2 変更理由

様式第 6 号（第10条関係）

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ⑩

耐震シェルター整備事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた伊方町耐震シェルター整備事業補助金の交付申請の取下げについて、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

様式第 7 号（第11条関係）

年 月 日

伊方町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ⑩

耐震シェルター整備事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた伊方町耐震シェルター整備事業補助金について、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）年月日

年 月 日 から 年 月 日まで

様式第 8 号（第12条関係）

年 月 日

伊方町長

様

住 所
氏 名
電話番号

㊞

耐震シェルター整備事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた伊方町耐震シェルター整備事業補助金について、補助事業が完了したので、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円
2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 竣工図（改修内容の記載されたもの）
- (2) 工事写真（工事内容が確認できるもの）
- (3) 完了時における報告書
- (4) 請負契約書（写し）
- (5) 代金領領収書（写し）
- (6) その他町長が必要と認める書類

※ 上記(5)について、代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、補助対象事業に係る請求書（写し）及び、当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付するものとする。

様式第 9 号（第12条関係）

完了時における報告書

申請者氏名			交付決定通知番号	
対象となる 家屋の所在地				
施 工 者 (耐震シェルター 設置工事業者)		会 社 名 : 建設業許可番号 : 担 当 者 氏 名 : 担 当 者 連 絡 先 :		
確認日		年 月 日	立会人	
手直し結果確認日		年 月 日		
措置項目	措置の 有無	確認結果・手直し指摘 事項	手直し結果	
地盤・基礎 に関する措 置	有・無			
建物上部構 造に関する 措置	有・無			
老朽度・そ の他に関す る措置	有・無			
伊方町長 様 耐震シェルター設置工事完了段階での工事内容が適切であることを確認 しました。 年 月 日 施工者氏名 ⑩ 上記の報告内容について確認しました。 年 月 日 申請者氏名 ⑩				

伊方町長 様

耐震シェルター整備事業完了予定期日変更申請書

記

- | | | | | |
|---|------------|---|---|---|
| 1 | 変更前の完了予定期日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 変更後の完了予定期日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 変更理由 | | | |

第 年 月 日 号

様

伊方町長 印

耐震シェルター整備事業完了予定期日承認通知書

年 月 日付けの完了予定期日変更申請については、下記のとおり承認しましたので、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

1 変更前の完了期日 年 月 日

2 変更後の完了期日 年 月 日

年 月 日

伊方町長 様

住 所
請求者 氏 名
電話番号



耐震シェルター整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた
伊方町耐震シェルター整備事業補助金について、伊方町耐震シェルター整備事
業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 振込先金融機関（※代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、記載不要）

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普通 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

年 月 日

伊方町長 様

補助申請者
住所氏名 ⑩

補助金の代理受領に係る委任状

私は、 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた伊方町耐震シェルター整備事業補助金（金 円）に係る受領について、下記のとおり委任します。

記

委任者（補助申請者）
住所氏名

上記金額については、下記口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者（補助対象事業を行った事業者）
補助対象区分
住所氏名
事業代表者名 ⑩

上記の権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込口座は次のとおりです。

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第 年 月 号
年 月 日

様

伊方町長



耐震シェルター整備事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のありました伊方町耐震シェルター整備事業補助金については、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金の交付手続きが完了しましたのでお知らせいたします。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金受領委任先事業者 | | |
| | 事業者名 | | |
| | 代表者名 | | |

第 年 月 号
年 月 日

様

伊方町長



耐震シェルター整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした伊方町耐震
シェルター整備事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをした
ので、伊方町耐震シェルター整備事業補助金交付要綱第16条第2項の規定に
より通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消しの理由 | | |